



平成 25 年 12 月 26 日

各 位

東京都港区芝二丁目 7 番 17 号
株式会社 ストリーム
代表取締役社長 劉 海濤
(コード番号：3071 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 土屋 敏
(TEL . 03-6858-8189)

**株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに
株主優待制度の一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに株主優待制度の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに 1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度の採用を行います。

2．株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 1 月 31 日（金曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

| | | |
|-----------------|---|--------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | ： | 42,750 株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | ： | 4,232,250 株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | ： | 4,275,000 株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | ： | 12,000,000 株 |

上記の数値は、平成 25 年 12 月 26 日時点の発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 日程

基準日 公告日 平成 26 年 1 月 15 日 (水曜日)

基準日 平成 26 年 1 月 31 日 (金曜日)

効力発生日 平成 26 年 2 月 1 日 (土曜日)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 26 年 2 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 2 月 1 日 (土曜日)

上記の単元株制度の採用に伴い、平成 26 年 1 月 29 日 (水曜日) をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、当社定款の一部を変更いたします。

株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款の第 6 条を変更いたします。

株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。

第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び第 2 条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更後 |
|---|--|
| (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>120,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000,000株</u> とする。 |
| (新設) | (単元株式数) 第 7 条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u> |
| 第 7 条 ~ 第 4 7 条 (条文省略) | 第 8 条 ~ 第 4 8 条 (現行どおり) |

| | |
|------|--|
| (新設) | 附則 第1条 <u>第6条の変更及び第7条の新設とこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成26年2月1日とする。</u> 第2条 <u>本附則は、前条の効力発生日をもって削除するものとする。</u> |
|------|--|

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 : 平成25年12月26日
効力発生日 : 平成26年2月1日

5. 株主優待制度の一部変更について

今回の単元株式数の変更に伴い、下記のとおり株主優待制度を一部変更いたします。

(1) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| <u>1株</u> ~ <u>4株</u> ご所有 優待割引券 1枚発行 | <u>100株</u> 以上 ~ <u>500株</u> 未満ご所有 優待割引券 1枚発行 |
| <u>5株</u> ~ <u>9株</u> ご所有 優待割引券 3枚発行 | <u>500株</u> 以上 ~ <u>1,000株</u> 未満ご所有 優待割引券 3枚発行 |
| <u>10株</u> 以上ご所有 優待割引券 5枚発行 | <u>1,000株</u> 以上ご所有 優待割引券 5枚発行 |

なお、一部変更に伴う実質的な変更はございません。

(2) 変更時期

平成27年1月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様より適用いたします。

【ご参考】

新株予約権の行使価額の調整

上記株式の分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数及び1株当たりの行使価額を平成26年2月1日以降、以下のとおり調整いたします。

なお、当社発行の新株予約権の1個当たりの行使価額に変更はありません。

| | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|----------|----------|-----------|
| 第2回新株予約権 | 120,000円 | 1,200.00円 |
| 第5回新株予約権 | 58,958円 | 589.58円 |

以上